

青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年条例第七十七号) の一部改正【第五条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十五条—第五十九条）</p> <p><u>第五章の二 就労選択支援（第五十九条の二—第五十九条の八）</u></p> <p>第六章～第十章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者（次章から<u>第五章まで及び第六章から第八章まで</u>に規定する事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援を行うための計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、当該サービスの提供による利用者への効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第五章の二 就労選択支援</u> <u>（基本方針）</u></p> <p><u>第五十九条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 [略]</p> <p>第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十五条—第五十九条）</p> <p>第六章～第十章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 障害福祉サービス事業を行う者（次章から_____第八章までに規定する事業を行うものに限る。以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援を行うための計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、当該サービスの提供による利用者への効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p><u>(規模)</u></p> <p><u>第五十九条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>(職員の配置の基準)</u></p> <p><u>第五十九条の四 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>一 管理者 二</p> <p>二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）<u>就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。）を十五で除した数以上</u></p> <p><u>2 前項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第五十九条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。</u></p> <p><u>(評価及び整理の実施)</u></p> <p><u>第五十九条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連絡調整等の実施)</u></p> <p><u>第五十九条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第五十九条の八 第八条、第九条（第二項第一号を除く。）、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十二条、第四十三条及び第四十四条から第四十八条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十九条の八において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(就労選択支援に関する情報提供)</u></p> <p>第六十六条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十条、第四十四条から第四十八条まで、第五十二条及び第六十六条の二の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第</p>	<p><u>[新設]</u></p> <p>(準用)</p> <p>第八十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第</p>

改正後	改正前
<p>十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十八条まで、第五十二条、<u>第六十六条の二</u>、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十八条まで、第五十二条_____、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>